

令和3年11月15日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 山縣(内2136) 窪田(内2115) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 岩本(内3645、直通Tel073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和3年10月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。))の業務に係るもの及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。))の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	2
匿名	5
職員等	
計	7

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	7
郵便・FAX	
面談	
電話	
計	7

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容		処理状況
①	ある老人福祉施設で、退職職員の処遇について不適切な対応を行っている。	関係所属及び通報者への照会等を行った結果、所管外となり不受理とした。
②	和歌山県立医科大学において、ハラスメント行為が行われている。	所管外のため不受理とし、関係所属に情報提供した。
③	ある飲食店では、コロナウイルスに係る感染対策を行わず、営業している。	関係所属に照会したところ、当該店舗は県の感染症予防対策認証施設ではないが、飲食業界で定められた感染予防対策ガイドラインを遵守するように協力要請を行ったとの回答を得た。
④	職員の退職手当において、不適切な運用がなされている。	担当所属に調査を指示したところ、通報の事実は確認できなかった。
⑤	新型コロナワクチン接種に関して、否定的な情報がインターネット上に書き込まれている。	関係所属に確認を行ったところ、条例に違反しているものではない等の回答を得た。
⑥	ある国の機関の職員が、勤務時間中にスマホ操作を行っていた。	所管外のため不受理とした。
⑦	ある小学校で、職員による児童に暴言暴行があった。	所管外のため不受理とし、教育委員会に回付した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの

7 ①②③④⑤⑥⑦

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの

3

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

1 ④

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	1	⑤
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)		
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	1	③
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの		
(3)調査を継続中としたもの		
(4)不受理としたもの	4	①②⑥⑦

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(9月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	1
職員等	
計	1

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	1
郵便・FAX	
面談	
電話	
計	1

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある小学校で、職員による児童に暴言暴行があった。	当該校の設置者であるとともに、教職員の服務監督者である当該教育委員会に回付し、調査対応させた。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

1 ①

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

(3)調査を継続中としたもの

(4)不受理としたもの

1 ①

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(9月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、今回発表できるものではありません。